

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等**(省エネルギー改修事業に係る契約について)****(1) 本契約に関する基本的事項**

省エネルギー改修事業（以下、「ESCO 事業」という。）の立案に当たっては、事前に既存庁舎の状況を的確に把握し十分な診断を行い計画の立案を行うこと

ESCO 事業に係る事業の立案にあつては、長期の供用計画を適切に作成し、契約期間内に契約条件に変更がないよう十分検討を行うこと

ESCO 事業の採択に当たっては、通常の改修計画と ESCO 事業を行った場合の費用便益分析を行い、効率的に ESCO 事業が実施できる場合にあつては、ESCO 事業として事業計画を行うこと
実施事業者の決定に当たっては、プロポーザル選定方式又は総合評価落札方式によること

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、契約期間中に想定されうるリスクについて適切に評価を行い、リスク分担について事前に実施事業者と十分協議をおこなった上で契約を行うこと

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、契約時に保守・監視のための要領を適切に定め契約を行うこと

ESCO 事業として事業計画を行う場合にあつては、事業期間終了後に円滑に引き継ぎを行い庁舎の使用に支障をきたさないよう、あらかじめ契約時に引き継ぎの要領を定めること

(2) ESCO 事業の流れと検討内容

ESCO 事業は、独自のノウハウを活かして改修事業を実施し、顧客である国等の削減された光熱水費から契約期間内に改修事業の費用の返済を行う仕組みである。費用負担については、光熱費削減分以内とする従来型や、初期投資を必要とする設備更新型について検討する。

ESCO 事業に係る契約に関する検討は、国土交通省の「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」(平成 18 年 3 月)や(財)省エネルギーセンターの「ESCO 導入のてびき(自治体向け)」(平成 16 年 3 月)を参考に行うこととし、ESCO 事業の各段階における検討内容は、以下のとおり。

ESCO 事業の立案段階

- ・ 通常の改修事業と ESCO 事業を行った場合の費用便益分析を行い、効率的な ESCO 事業が実施可能な場合にあつては、ESCO 事業として事業計画を立案することとし、その要件等について検討

- ・ 予算化の手續の検討
- ・ 国等の機関が ESCO 改修を行う場合、長期の供用計画を作成
- ・ 立案段階において想定されるリスク及びその対応策の検討

ESCO 事業の実施事業者選定段階

- ・ プロポーザル選定方式又は総合評価落札方式により選定するための手續の検討
- ・ プロポーザル選定方式及び総合評価落札方式の評価基準の検討

ESCO 事業の契約段階

- ・ 事業計画に関する内容及び契約に当たっての契約書への記載事項の検討
 - ➔ 実施計画書の作成に関する事、維持管理に関する事、計測・検証方法に関する事、ペナルティーに関する事、業績の監視に関する事、構成員の変更に関する事、各段階におけるリスク分担に関する事、事業終了後の引渡しに関する事等
- ・ 上記を踏まえた標準契約書の検討

ESCO 事業の実施段階

- ・ 契約条件との乖離が生じた場合の費用分担や対応を決定するために重要な事業の監視に関する標準的な考え方の検討
- ・ 事業実施段階において想定されるリスク及びその対応策の検討

その他

- ・ 債務負担行為の延長により発生するリスク及びその対応策の検討
- ・ 総合的な温室効果ガス（フロン類を含む）の削減事業の可能性の検討
- ・ ESCO事業の期間中に通常の改修工事が必要となる場合の対応策の検討